

ガバナンス

● コーポレート・ガバナンス	247
・ 内部統制システム基本方針	
● コンプライアンス	253
・ サントリーグループ企業倫理綱領	
● リスクマネジメント	262
● 税務方針	266

コーポレート・ガバナンス

考え方

サントリーグループは、「人と自然と響きあい、豊かな生活文化を創造し、『人間の生命の輝き』をめざす」ことを私たちの目的とし、経営の効率性を高めつつ、地域社会、お客様、お取引先などの各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業として社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの拡充を進めています。

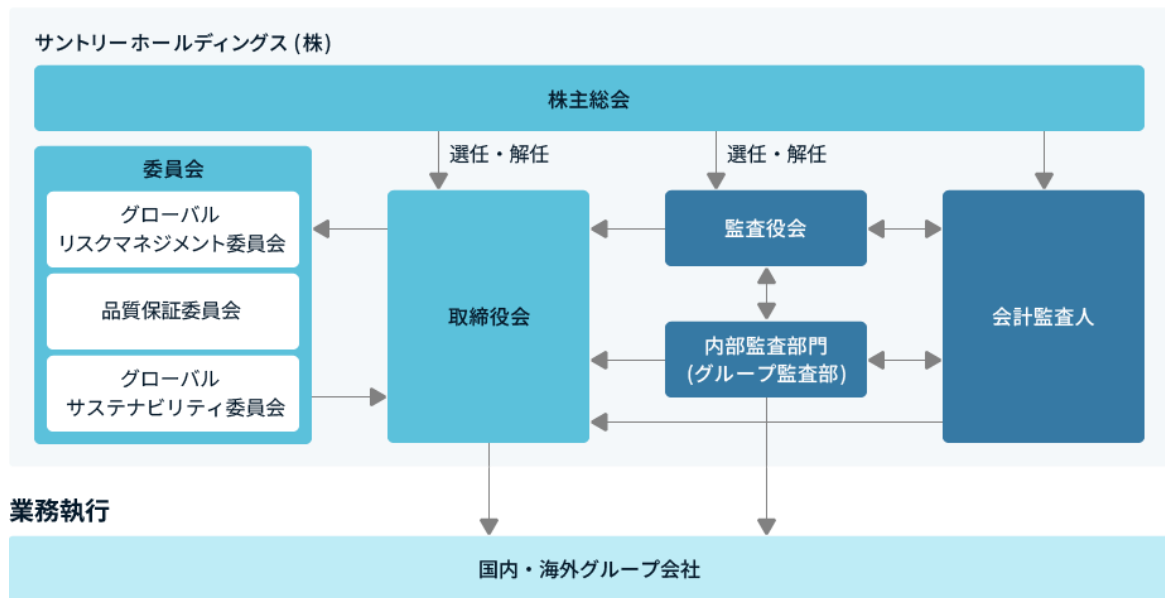
➤ サントリーホールディングス（株）の株主構成などについては、[有価証券報告書 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】](#)をご覧ください 

推進体制

サントリーホールディングス（株）は、業務執行に対する取締役会による監督と監査役会による監査の二重のチェック機能をもつ監査役会設置会社の体制を選択しています。また、執行役員制度の採用により経営の意思決定機能と業務執行機能の分離を図ることで、機動的な経営意思決定を可能としています。

コーポレート・ガバナンス体制

経営



グループ経営を担う各種会議体

サントリーグループでは、持株会社制を導入しています。持株会社であるサントリーホールディングス（株）の取締役会は、社外取締役1名を含む8名（2026年4月現在）の取締役で構成されています。取締役会では、グループ全体の経営課題について具体的な検討・協議・意思決定を行うとともに、グループ各社の業務執行を監督する役割を担っています。

取締役会

取締役会は、定時取締役会が毎月開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、サントリーグループの経営方針、事業計画、組織、資金調達など、経営上の重要な事項をすべて審議、意思決定するとともに、各グループ会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っています。なお、取締役の任期は、経営環境の変化に対応し、最適な経営体制を機動的に構築するため、1年間としています。

取締役会の活動状況については、前事業年度において、取締役会は22回開催され、各取締役（2025年12月31日時点の取締役）の出席状況は次のとおりです。なお、上記記載の回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を4回実施しました。

役職名	氏名	出席状況
代表取締役会長	佐治信忠	20回/22回
代表取締役副会長	鳥井信吾	22回/22回
代表取締役社長	鳥井信宏	22回/22回
取締役副社長	山田賢治	22回/22回
取締役専務執行役員	木村穰介	22回/22回
取締役専務執行役員	岡賀根雄	22回/22回
取締役（社外）	御厨 貴	19回/22回
取締役	有竹一智	22回/22回

取締役会における具体的な検討内容としては、経営方針、財務戦略、M&A、設備投資、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティなどのさまざまな経営課題、主要事業における重点課題、業務執行状況などとなっています。

経営を監査する体制

サントリーホールディングス（株）の監査役会は、社外監査役2名を含む4名（2026年4月現在）の監査役で構成され、業務の執行状況や内部統制システムの整備状況などを監査しています。監査役室を設置し、監査役会の監査活動を補助しております。加えて、グループ各社の業務執行状況などを監査・検証する内部監査部門としてグループ監査部を設けています。また、外部監査法人が会計監査を実施し、会計や会計に関わる内部統制の適正性ならびに適法性について、客観的な立場から検証しています。

その他の委員会

サントリーホールディングス（株）は、グローバルリスクマネジメント委員会、品質保証委員会、グローバルサステナビリティ委員会を設置しています。グローバルリスクマネジメント委員会は、サントリーグループ全体のリスクマネジメント活動を推進する役割を担い、サントリーグループのリスクの抽出、対応策の立案および対応状況の進捗確認を行います。品質保証委員会は、サントリーグループ全体の品質保証活動の推進を担い、サントリーグループにおける品質保証上の課題の抽出、対応策の立案および対応状況の進捗確認を行います。グローバルサステナビリティ委員会は、サントリーグループ全体のサステナビリティ経営を推進する役割を担い、サステナビリティ戦略の方針・計画などについて議論・監督を行います。さらに、コーポレートマネジメント本部を設置し、サントリーグループ全体にわたるガバナンス・リスクマネジメント活動の強化・推進を実施しています。

内部統制システムの強化

サントリーホールディングス（株）の取締役会で決議した「内部統制システム基本方針」に基づき、コンプライアンスや情報管理、リスクマネジメントなどの取り組みを強化することで、より実効性のあるガバナンス体制の構築を目指しています。

➡ 詳細は「内部統制システム基本方針」をご覧ください

サントリービバレッジ&フード（株）のコーポレート・ガバナンス

東京証券取引所プライム市場に上場しているサントリービバレッジ&フード（株）は、監査等委員会設置会社です。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、および内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を目的とするものです。取締役会を構成する取締役8名（監査等委員である取締役を含む）のうち3名は社外取締役（2025年12月現在）です。

また、同社では、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定めています。これは、社外取締役を含めた取締役会において、経営戦略、中期・長期計画および経営課題に関する議論など、より大局的・実質的な議論を行うことで、経営戦略を実現し、目標とする経営指標を達成するとともに、個別の業務執行については社内規程に基づく意思決定によるものとするにより、意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化を図ることを目的とするものです。なお、同社では、コーポレート・ガバナンスコードの遵守状況を、Webサイトで公表しております。

🔗 [詳細は「サントリービバレッジ&フード（株）のコーポレート・ガバナンス」をご覧ください](#)

内部統制システム基本方針

サントリーホールディングス株式会社（以下「当社」という）は、各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、更なる持続的成長とサントリーグループ全体の企業価値の最大化を図るために、下記のとおり、内部統制システムの基本方針を策定する。

I. 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. サントリーグループは、「人と自然と響きあい、豊かな生活文化を創造し、「人間の生命の輝き」をめざす。」をわたしたちの目的として、「サントリーグループ企業倫理綱領」に基づき、サントリーグループの取締役、執行役員及び従業員一人ひとりが、法令遵守・社会倫理の遵守を行動規範とし、組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
2. サントリーグループの取締役及び執行役員は、コンプライアンス経営の実践のため、法令・定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
3. 取締役会は、グローバルリスクマネジメント委員会及び各リスクマネジメント委員会（グローバルリスクマネジメント委員会及び各リスクマネジメント委員会を総称して以下「リスクマネジメント委員会」という）を設置し、リスクマネジメント委員会において、コンプライアンス体制の推進を行うとともに、重要課題を審議する。
また、サントリーグループ内にコンプライアンス担当部門を設置し、活動の徹底を図るため、当該部門を中心として、定期的に教育・研修活動を行うとともに、サントリーグループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
4. サントリーグループの取締役、執行役員及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにリスクマネジメント委員会に報告するものとする。
また、コンプライアンスホットラインを社内・社外に設置し、サントリーグループの従業員がコンプライアンス上の問題点について、コンプライアンス担当部門に報告できる体制とし、コンプライアンス担当部門は必要に応じてリスクマネジメント委員会に報告する。リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス担当部門は、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置をとり、再発防止策を策定し、実施させるものとする。リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス担当部門はその審議内容及び活動を、適宜、取締役会及び監査役会に報告する。
5. 必要に応じて、子会社に取締役又は執行役員を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の関連部署は、子会社に対して助言、指導、支援を実施するものとする。
6. 必要に応じて、子会社に監査役又はこれらに相当する者（以下「監査役等」という）を派遣し、監査の実施を行うものとする。また、監査部門において、子会社に対する内部監査を実施する。
7. サントリーグループの従業員のコンプライアンスの状況・業務の適正性について、監査部門による内部監査を実施し、その結果は、代表取締役社長に報告されるものとする。
8. 財務報告の適正の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
9. サントリーグループの取締役及び執行役員は、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

II. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 総務担当役員は、社内的重要文書の保存及び管理について、文書管理規程等を必要に応じて見直し、改善を図るものとする。
2. 取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に従い保存・管理するものとする。
3. 上記の文書等は、取締役、執行役員及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
4. リスクマネジメント委員会において、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ体制を構築・推進する。

III. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. サントリーグループの経営上の戦略的意思決定は、取締役会にて行う。グループ経営上重要なリスクについては、取締役会において、対応の責任を持つ取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。
2. 取締役会は、サントリーグループにおけるリスクマネジメント体制の整備・運用を監督し、リスクマネジメント委員会のほか、品質保証委員会、及びグローバルサステナビリティ委員会その他の委員会を設置し、その報告を受け、指示を行うものとする。

3. リスクマネジメント委員会、品質保証委員会及びグローバルサステナビリティ委員会等は、グループ全体にわたる業務遂行上のリスク、品質リスク及びサステナビリティ課題を網羅的・総括的に管理する。また、それぞれの重要なリスクについて、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとする。
4. グローバルリスクマネジメント委員会は、サントリーグループ全体のリスクマネジメント活動を推進する役割を担い、当社グループにおけるリスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行う。
5. 品質保証委員会は、サントリーグループ全体の品質保証活動を推進する役割を担い、サントリーグループにおける品質保証上の課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行う。
6. グローバルサステナビリティ委員会は、サントリーグループ全体のサステナビリティ経営を推進する役割を担い、サステナビリティ課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行う。
7. 業務執行におけるリスクは、各取締役及び各執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとする。

IV.当社の取締役及び当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、サントリーグループの経営の基本方針及び全社的目標を定め、担当取締役及び担当執行役員は、全社的目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための効率的な方法を定める。
2. 担当取締役及び担当執行役員は、目標達成の進捗状況について、取締役会又は経営報告会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならないものとする。
3. 各取締役及び各執行役員の業務執行の適切な分担を実施し、責任権限規程に基づき、効率的な意思決定を図るものとする。

V.当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1. 子会社の取締役及び執行役員の業務執行の状況については、定期的に取締役会及び経営報告会において報告されるものとする。
2. 子会社を担当する取締役及び執行役員は、随時子会社の取締役及び執行役員から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
3. 子会社の取締役及び執行役員は、当該子会社及びサントリーグループに影響を及ぼす可能性のあるリスクが発生した場合には、速やかにリスク対応主幹部門に報告し、必要に応じてグローバルリスクマネジメント委員会に報告する。
4. 責任権限規程において、一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告を義務付け、あるいは当社の取締役会の承認を得るものとする。
5. 監査部門は、子会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役社長に報告するものとする。

VI.その他の当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社及び上場子会社を含めたグループ会社間の取引は、取引の実施及び取引条件の決定等に関する適正性を確保し、客観的かつ合理的な内容で行うものとする。

VII.当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が必要とした場合、協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

なお、当該使用人の異動、評価等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役及び執行役員からの独立性を確保するものとする。

また、当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うものとする。

VIII.当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、取締役会に出席し、代表取締役及び業務執行を担当する取締役及び執行役員は、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
2. サントリーグループの取締役、執行役員及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
3. サントリーグループの監査部門は、定期的に当社の監査役又は監査役会に対する連絡会を実施し、内部監査等の現状を報告する。
4. 内部通報制度の担当部署は、内部通報の状況について、必要に応じて当社の監査役又は監査役会に報告する。
5. 内部通報を受け付ける窓口において、サントリーグループの取締役、監査役、執行役員、顧問に関係する通報があった場合には、当該通報対象行為が生じた会社の監査役に報告し、対応方針について協議を行う。

IX.当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、サントリーグループの取締役、執行役員及び従業員が、コンプライアンス担当部門等を通じて、監査役へ報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

X.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
2. 監査役は、当社子会社の監査役等又は監査部門との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
3. 監査役は代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、“グローバル食品酒類総合企業”を目指し、更なる持続的成長とサントリーグループ全体の企業価値の最大化を図るためには、グループ横断的なリスクマネジメント・コンプライアンス等の内部統制システムの整備・運用が重要であると認識しております。

内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりであります。

1) リスクマネジメント体制に関する運用状況

- ・ グローバルリスクマネジメント委員会及びサントリーグループ内に設置される各リスクマネジメント委員会を定期的に開催し、サントリーグループのリスク抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
- ・ グローバルリスクマネジメント委員会の活動内容について取締役会で報告いたしました。
- ・ 品質リスクについては、品質保証委員会を定期的に開催し、サントリーグループにおける品質保証上の課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
- ・ 情報セキュリティについては、情報管理に関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取り組みを行いました。

2) コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・ 海外グループ会社を含めたサントリーグループ全体のコンプライアンスホットラインを社内・社外に設置しており、イントラネット・ポスター掲示等を通じ従業員に対してその存在を周知しています。通報・相談に関しては、関連部署が責任をもって事実関係の調査を行い、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。また、「サントリーグループ内部通報制度規定」により、通報者が通報・相談したことを理由に通報者に対していかなる不利益取扱いも行ってはならない旨を定め、同制度を運用しています。
- ・ 法務・コンプライアンス部を中心として、従業員等に対して、コンプライアンス・企業風土等に関する意識調査を実施し、その結果を関係部署と共有するとともに、ハラスメントや反贈賄を含むコンプライアンスに関する啓発活動を実施する等、更なるコンプライアンス意識の向上に努めております。

3) 業務執行の効率性の向上に関する取り組みの状況

- ・ 取締役会を定期的に開催し、中期計画の策定、予算策定、M&A、設備投資等経営上の意思決定を行いました。
- ・ 取締役会において、サントリーグループの経営成績が報告され、サントリーグループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行いました。

4) 監査役監査の状況

- ・ 監査役は、取締役会、リスクマネジメント委員会等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けています。
- ・ 監査役は、監査部門との間で、情報共有及び連携を行い、また、必要に応じて監査部門との合同監査を実施しています。
- ・ 監査役は、当社子会社の監査役等又は監査部門と意思疎通及び情報の交換を行っています。
- ・ 監査役は、代表取締役社長、社外取締役及び会計監査人と意見を交換する機会を設けています。

5) 内部監査に関する運用状況

監査部門は、監査計画に基づき当社各部門及び国内外の子会社について内部監査を実施し、必要に応じて改善のための指示又は勧告を行うとともに、監査結果を、適宜、代表取締役社長に報告しています。

コンプライアンス

サントリーグループでは、お客様や社会からの期待に応え、責任を果たしていくために、コンプライアンスを最優先する組織・風土づくりを進めています。

考え方・方針

企業理念実現のために全世界の従業員共通の基本姿勢を示した「企業倫理綱領」

サントリーグループでは、全従業員が企業理念実現のために大切にしなければならない基本姿勢として、2003年に「サントリーグループ企業倫理綱領」を制定しました。以降、2026年には世の中のリスク認識の変化に応じて見直しを行い、国内外グループ会社共通の倫理綱領として浸透させています。この綱領に基づき、グループ横断的な視点からコンプライアンス推進体制を整備しています。

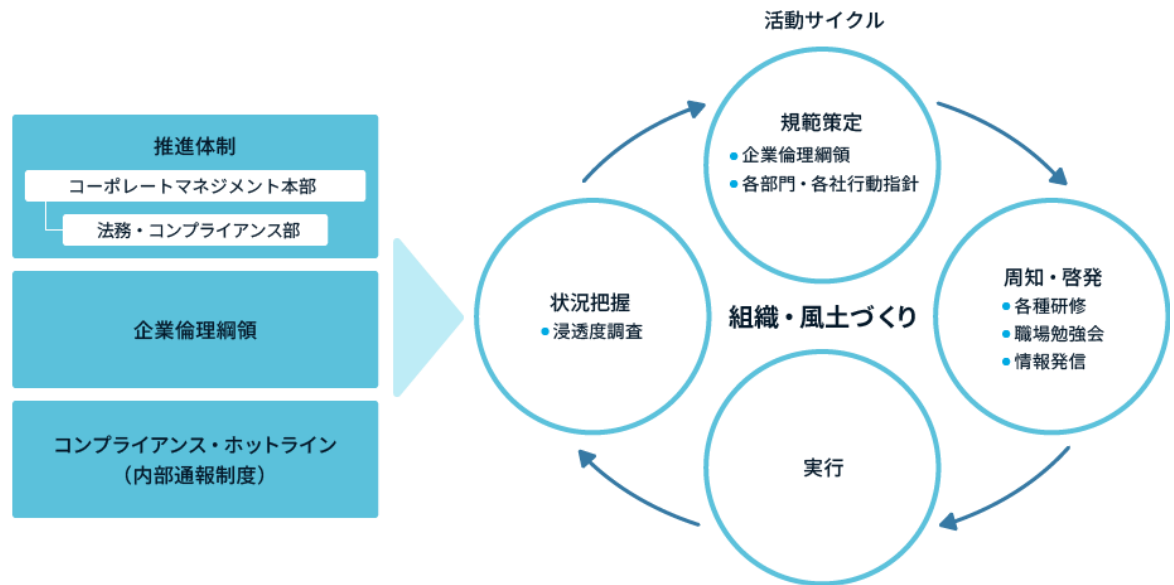
➤ [サントリーグループ企業倫理綱領](#)

推進体制

現場に根ざした推進体制

グループ横断的な視点からコンプライアンスを推進するために、グローバルリスクマネジメント委員会、および専門組織として、コーポレートマネジメント本部のもとに法務・コンプライアンス部を設置しています。法務・コンプライアンス部では、コーポレートマネジメント本部の方針に沿った具体的な諸施策の立案・実施や各職場での実践状況の把握、課題に対する提言・助言を行うほか、「コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）」を設け、公平・公正、誠実に対応しています。内部通報制度に関しては、公益通報者保護法の改正を受け、「サントリーグループ内部通報制度規程」の一部を改定し、より実効性のある制度運用を行っています。また、国内外のグループ各社ではそれぞれにコンプライアンスを推進する責任者を配置し、各社の課題に対応した独自の行動指針を策定・周知するなど、主体的な推進活動を行っています。法務・コンプライアンス部は、国内グループ各社への施策の提案やツールの提供、集合研修の実施など、推進活動を支援しています。

法務・コンプライアンス部は、このようなコンプライアンスに関するグループ全体の取り組み状況をコンプライアンスレポートとしてとりまとめ、年1回経営層に報告しています。また、コンプライアンス上の問題が発見された場合、必要に応じてグローバルリスクマネジメント委員会に報告する仕組みとなっており、グローバルリスクマネジメント委員会および法務・コンプライアンス部は、その内容を調査の上、是正措置・再発防止策を講じます。これらの対応状況も適宜取締役会に報告しています。



内部監査

当社の監査部門は、当社グループの従業員のコンプライアンスの状況・業務の適正性の状況について、当社の各部門および国内外の子会社を対象に内部監査を実施し、適宜、その結果を代表取締役社長に報告しています。

➤ 詳細については「内部統制システム基本方針」をご覧ください

問題の早期発見・解決のためにホットラインを強化

サントリーグループでは「企業倫理綱領」に反する行為があることを従業員が知った場合、まず上司に報告・相談することを基本としています。しかしそうした報告・相談が適さない場合に問題を早期に発見し解決するために内部通報制度を設けています。

国内においては、グループ全体の共通窓口として法務・コンプライアンス部および社外法律事務所「コンプライアンス・ホットライン」を設置しており、日本語を母国語としない外国籍の従業員もストレスなく利用できるように、多言語で受付可能な窓口も設置しています。また、技術的な課題が理由で利用できないことを避けるために、スマートフォンを含むWeb、固定電話、郵便など、あらゆる従業員にとってアクセス可能な受付体制を整えています。

ホットライン窓口の社内における認知状況については、毎年「従業員意識調査」の機会などを通じて測定しており、常に9割を超える認知率を確保しています。また、グループの経営層と前年比較も含めたその結果を共有し対話する機会を持つことで、窓口の認知率およびユーザビリティの維持と向上に努めています。

2025年の国内グループ各社窓口の通報合計件数は201件でした。



「コンプライアンス・ホットライン」
周知ポスター

通報の内容について、コンプライアンス違反が疑われる事案の場合は、サントリーグループ内部通報制度規程に従って当該案件関係者すべてのプライバシー保護に配慮した上で対応を進めています。

その際には、通報者が置かれる事情に十分配慮のうえ、速やかにコンプライアンス担当者が調査を行うとともに、当該関係者の担当経営幹部を巻き込みながら是正を速やかに求め、対処が成されたことを見届け、問題の改善や再発防止策につなげています。

さらには、対処後一定の期間を置いた段階で、フォローアップとして是正の様子を確認することで当該事案のクローージングとするフローで運用しています。

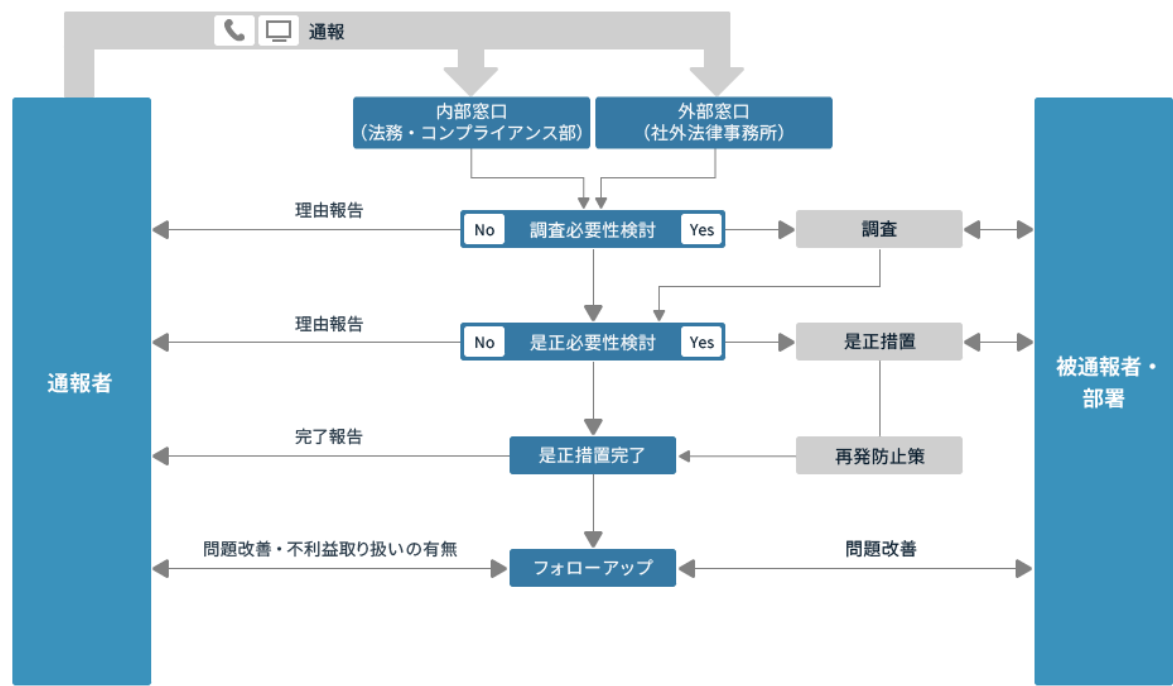
通報者などの保護

サントリーグループでは「コンプライアンス・ホットライン」を設置するとともに、就業規則や内部通報制度規程で通報者が報復行為や噂の拡散などによる不利益を被るような取り扱いを禁止しています。それらを防止するための方策として、法務・コンプライアンス部が調査を行う際には、その開始時に関係者・対象者を特定した上で都度「内部通報制度規程」の確認を行うことで、通報者としての権利を阻害しないように配慮しています。

加えて、調査事案のクローージングに際した通報者へのフォローアップ時には、通報者が不利益を被っていないかを確認しています。

さらには「内部通報制度規程」を日常から積極的に社内周知することで、当該関係者のみならず職場全体として通報者などの保護が成される風土づくりに努めています。

コンプライアンス・ホットライン対応フロー



取り組み

コンプライアンス実践のための活動

企業倫理綱領の周知・コンプライアンス意識の啓発活動

サントリーグループの全役員・従業員が「企業倫理綱領」を理解し、日々の実践の中で確認していけるよう、企業倫理綱領を社内イントラネットに掲載しています。

国内においては、世の中で起きているコンプライアンス事例や全社・各社それぞれが課題と認識している内容などをテーマにした職場ディスカッションやe-ラーニングの受講を通じて、毎年「企業倫理綱領」の内容を再確認する機会を設けるとともに、コンプライアンスの基本についてリマインドし、倫理観の醸成を図っています。

また、社内イントラネット内の「コンプライアンス・ネット」で、その時々に取り組んでいる活動と連動したテーマ、世の中の事例を通してコンプライアンスの本質を理解するコンテンツなど、定期的に情報を発信しており、各社のコンプライアンス推進責任者が中心となって、全従業員へ周知しています。

国内グループ各社においては、それぞれの会社の推進責任者が中心となって活動を行っています。法務・コンプライアンス部では、国内グループ会社の推進活動を支援するほか、国内グループ会社へ新たに着任する役員・管理職を対象に、コンプライアンス経営の牽引役としての役割をより深く認識してもらうための研修も実施しています。

コンプライアンスに関する教育の実施状況

テーマ	対象者
企業倫理綱領の周知・確認	当社グループの全従業員
階層別コンプライアンス研修	新入社員、新任マネジャー
ハラスメントe-ラーニング	新入社員

インサイダー取引防止体制の整備と社内啓発

グループ会社であるサントリービバレッジ&フード（株）が東京証券取引所市場に上場していることから、サントリーホールディングス（株）およびサントリービバレッジ&フード（株）のリスクコントロール管轄部署が東京証券取引所提供のコンテンツをベースとしたe-ラーニングなどを実施し、インサイダー取引防止の徹底に取り組んでいます。

「企業倫理綱領」の実践

「企業倫理綱領」ではコンプライアンスを重視することを明記しています。事業活動においては、この企業倫理綱領の考え方のもとにさまざまなコンプライアンス上の課題について、各部門がポリシー・自主基準を設定・運用しています。

公正な事業活動を徹底

サントリーグループは「独占禁止法」をはじめとする各種法令を遵守し、公正な事業活動を行うことを事業の大前提としています。1992年に「独占禁止法遵守指針」を定めて以来、法改正や環境変化に合わせて指針を改定、運用しています。「キャンペーンに関する景表法上の留意事項」「取適法遵守マニュアル」のイントラネットへの掲載や、各部門・グループ会社向けの定期的な説明会の実施など「独占禁止法」および関連法規の周知と遵守徹底を図っています。

また、お取引先やお客様に対する日々の活動において公正さを確保するべく、商品開発、販売、マーケティングの企画段階から専門部署が積極的に関わり、法令遵守の観点から関係部署の対応方針や活動を検証しています。

委員会を設置して酒類の公正取引を推進

「酒類に関する公正な取引のための指針※」を踏まえ、酒類に関する法令および社内自主基準などを確実に遵守するため、グループ内に「公正取引推進委員会」を設置し、公正な取引の推進に努めています。

※「酒類に関する公正な取引のための指針」は2006年に国税庁から提示された行政指導指針。過当競争などによる不当廉売から、酒類事業者の経営が悪化し、酒税が減少することを防ぐためのものであり、酒類事業者の経営安定のために、公正な取引条件の設定やリポート類の透明化を求めている。独占禁止法を運用する公正取引委員会との連携も定めています。

事業活動の透明性を保つために贈収賄などを禁止

サントリーグループは「企業倫理綱領」のなかで、政治・行政・関連団体や企業など、相手がいかなる法人・個人・団体であっても、過度な接待・贈答を禁止し、法令を遵守した健全で透明な関係を保つことを定めています。The Foreign Corrupt Practices Act（FCPA）など世界各国の贈賄に対する規制強化に伴い、2015年に全世界のサントリーグループ役員・社員に向け、反贈賄活動に関するサントリーグループの基本的な姿勢を宣言しました（Anti-Bribery Measures）。また、グローバルスタンダードにあわせた接待・贈答・寄付・政治献金・企業協賛に関する規程・基準を制定するとともに、周知理解の展開を図っています。

特に、腐敗行為に関わる可能性がある従業員に対しては、グローバル反贈賄規程や基準についての周知やe-ラーニングなどを積極的に実施し定期的なモニタリングを行っています。

また、グローバルなコンプライアンス・ホットラインを設置し、通報や相談の体制を構築し、運用しています。従業員が腐敗行為またはそれを疑われる行為が行われていることを知った場合、速やかにコンプライアンス・ホットラインを通じて連絡するよう、取り組んでいます。

➤ [Anti-Bribery Measures](#) 

汚職に関するリスク評価

サントリーグループでは、有効なデューディリジェンスの実施や取引先との関係性などについて周知し、デューディリジェンスを含めたリスク評価の体制構築に努めております。汚職に関する問題で高リスクと評価されたエリア・取引内容については、重点的に活動を進めています。

取引先へのデューディリジェンスの結果、リスクが高いと評価された取引先については、汚職防止・反贈賄に関する規定を契約書で定めることとしています。

グローバルコンプライアンスの取り組み

サントリーグループのグローバル展開に伴い、グローバルな推進体制構築、グローバルスタンダードへの対応に取り組んでいます。

海外グループ各社のコンプライアンス推進担当者との間では、グループ共通の課題として優先度高く取り組む領域を明確にし、解決策を推進していま

す。また年2回コンプライアンスカンファレンスを開催し、各社のコンプライアンス課題ならびにその解決に向けた取り組みを共有し、ナレッジの見える化・共有化を進めています。さらにその知見を新しい海外グループ会社に展開し、グループ内の知見活用を推進しています。

グローバルリスクマネジメント体制の一環としては、海外グループ会社も包括した全世界共有の通報受付窓口「サントリーグループグローバル・ホットライン」を設置しています。このホットラインは、英語をはじめとする多言語に対応しており、さまざまな国の方から報告・相談を受けられるようになっています。

なお、2025年の海外グループ各社への通報合計件数は181件であり、児童労働や強制労働に関する通報は発生していません。

コンプライアンス・組織風土の状況把握

コンプライアンス・組織風土の状況および個別課題の有無をグループ全体にわたって把握するため、国内グループ全従業員を対象とした「従業員意識調査」を実施しています。その調査結果から、全社および各部署の個別課題を把握し、グループ全体のコンプライアンス意識醸成のための取り組みを検討します。また各社の経営層や管理職とその課題を共有し、各社各部署の自主的な課題解決のアクションにつなげています。

海外グループ会社においても独自の調査を行い、コンプライアンス経営の実践に役立てています。

サントリーグループ ビジネスパートナーコンプライアンス・ホットライン

サントリーグループ ビジネスパートナーコンプライアンス・ホットラインは、サントリーグループ各社のお取引先様を対象とした通報窓口です。当社とのお取引引きにおいて、当社グループ役員・社員による不正行為、法令やサントリーグループ企業倫理綱領の遵守事項などに違反する、またはそれらのおそれのある行為を認識された場合には、当ホットラインへご連絡いただきますようお願い申し上げます。

➤ ビジネスパートナーコンプライアンス・ホットライン

サントリーグループ企業倫理綱領

序文

サントリーグループ企業倫理綱領は、サントリーグループの目的「人と自然と響きあい、豊かな生活文化を創造し、『人間の生命の輝き』をめざす。」を実現するために私たち一人ひとりが大切にしなければならない基本姿勢です。それは、私たちが社会に対して責任を果たし、信頼されるために考動する際の判断基準になるものでもあります。

サントリーグループ企業倫理綱領の実践にあたり、基本となる考え方が“Doing Business the Right Way”、つまり、法令遵守はもちろんのこと、公正、誠実な事業活動を行うということです。

私たちはどのような変化の時代にあっても、より高い水準の倫理観を持ち、“Growing for Good”をめざして新たな価値創造に挑戦し続けます。こうした考動こそ、サントリーグループが人々や社会と深い信頼で結ばれた、価値ある企業グループであり続けるための基盤になると、私たちは信じています。

1. お客様志向の実践

お客様の喜びと幸せに貢献できるよう、安全・安心で質の高い商品やサービスを提供するとともに、誠実で透明なコミュニケーションに努めます。

1.1 お客様の期待を超える価値創造

商品やサービスの企画開発・原料調達から製造・販売に至るまで、品質第一を徹底し、お客様の期待に応え、またそれを超える価値を創造し、提供します。

1.2 責任ある情報提供・マーケティング

安全・安心に関わる情報をはじめ、お客様が必要とする情報を適切かつ速やかに提供できるよう努めるとともに、製品表示・宣伝・広告などにおいて、誤認や誤解のおそれのない正確で分かりやすい表現を心がけます。また、多様な商品やサービスを扱う企業グループとして責任あるマーケティング活動を行います。

1.3 適正飲酒の啓発と実践

法定飲酒年齢を遵守するための製品表示・宣伝・広告活動を心がけるとともに、適正飲酒を促進し、過剰な消費や飲酒運転の撲滅に努めます。サントリーグループの全従業員は、適正飲酒を実践し自ら模範となります。

1.4 お客様との積極的なコミュニケーション

お客様とのコミュニケーションの機会を幅広く設け、多様なお客様の声を企業活動に反映することで、一層の満足と信頼をいただけるよう努めます。

2. 誠実・公正な活動

法令および高い倫理観に則り、公正で透明な活動を展開します。

2.1 法令遵守および公正・透明な企業活動の実践

関係各国の法令、社内規則を遵守し、国際規範を尊重するとともに、文化・慣習・伝統・宗教にも配慮した公正で透明な企業活動を行います。

2.2 自由で公正な競争

自由で公正な競争に基づいた企業活動を展開します。取引先・競合各社との関係においては、不当あるいは不正な手段による利益追求を排除し、いかなる競争制限行為も行いません。

2.3 腐敗行為の禁止

高い倫理観と誠実性を持ち、事業を展開する国で適用される腐敗防止に関わる法令を遵守し、いかなる形の腐敗行為や贈収賄も許容しません。また、腐敗行為の撲滅に向け、必要な対応を徹底します。接待や贈答、寄付、協賛、政治献金については、特に公務員とは公正で透明な関係が求められることを理解し、法令や社内規則を遵守します。

2.4 反社会的勢力との関係遮断・犯罪行為の禁止

反社会的勢力やマネーロンダリングを含む金融犯罪には一切関与せず、毅然とした対応を徹底します。

2.5 利益相反の開示

自分自身または親族などの利益と、会社の利益が相反する、またはそのおそれがある場合には、その旨を速やかに会社を開示し、利害の対立を回避するための適切な対応を講じます。

2.6 輸出入管理・制裁への適切な対応

輸出入管理その他経済、金融、貿易に関する制裁措置の法規制や取り決めに遵守します。

2.7 企業活動に関わる記録と開示

内部統制の仕組みを構築・維持し、企業活動の情報は、財務・非財務に関わらず、法令および社内規則に従って正確に作成・記録し、必要に応じて開示します。納税については記録に基づいて適正に行います。

3. 社会への貢献

よき企業市民として積極的に社会貢献活動を行います。

3.1 地域や社会への貢献

多様なステークホルダーとの連携・協働により、地域や社会の課題解決や、心豊かな生活文化の実現に寄与するよう努めます。

3.2 従業員の活動への支援

ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動への従業員の参加を積極的に支援します。

4. 環境の保全

地球環境の保全に真剣に取り組み、自然と調和し生物多様性に富んだ 持続可能な社会を次世代に引き継ぎます。

4.1 水を含む生態系の保全と再生

水や農作物に依存する企業として、事業活動において最も重要な資源である水を大切に扱い、とともに、水源や原料産地における多様で豊かな生態系の保全と再生に努めます。

4.2 循環経済の推進および環境負荷の低減

資源の有効活用や温室効果ガスの排出量削減に取り組み、バリューチェーン全体での循環経済の推進および環境負荷の低減に努めます。

4.3 社会とのコミュニケーション

豊かな地球環境を未来に引き継ぐため、ステークホルダーと共に持続可能な社会の実現に取り組み、地域社会との対話を深めるとともに、積極的な情報開示に努めます。

5. ダイバーシティ・人権尊重とより良い労働環境の実現

ダイバーシティと人権を尊重するとともに、働きがいのある企業グループの実現を目指します。

5.1 児童労働・強制労働の禁止

あらゆる企業活動において、児童労働、強制労働その他不当な労働慣行を認めません。万が一そうした事態が明らかになった場合には、迅速かつ適切に報告します。

5.2 差別・ハラスメントの禁止

人種、宗教、性別、性自認、性的指向、年齢、国籍、言語、障がい、社会的出身など各国で適用される法令や社内規則によって規定されている地位を保護し、それを理由とするあらゆる差別を排除して、個人の人権と人格を尊重する職場環境をつくります。また、あらゆる形態の差別、ハラスメント（いじめを含む）、虐待行為を許しません。人権侵害が発覚した場合には、当事者のプライバシーを守ります。

5.3 結社の自由

結社の自由と団体交渉に関する、従業員の基本的権利を尊重します。

5.4 働きやすい職場環境の実現

心身ともに健康で、安全かつ安心していきいきと働くことができる職場環境を築くとともに、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進します。

5.5 風通しの良い職場風土の醸成

多様な個性を持つ、すべての人が率直に意見や行動を示せるよう、互いの考え方や立場を尊重し、自由闊達で風通しの良い職場風土の醸成に努めます。また、サントリーグループ内の活発なコミュニケーションを通して、一体感のある協調的な関係を構築します。

5.6 挑戦と成長

一人ひとりが仕事に誇りと責任を持ち、自律的に目標にチャレンジし、自身の成長を実現します。

6. 会社資産の保護・活用

会社資産は、適切に保全・管理・活用し、第三者の権利を尊重します。

6.1 会社資産の適正な管理

有形・無形を問わず会社資産については適正に保全・管理し、業務以外の目的では使用しません。また、これらを自然災害やサイバー攻撃などの安全上の脅威から守るよう努めます。

6.2 情報の適正な利用

個人情報や秘密情報は、適正に入手・使用・保管・廃棄します。また、これらを必要な範囲を超えて、第三者に提供することはありません。重要な未公開情報は厳重に管理し、インサイダー取引は行いません。

6.3 知的財産の保護

知的財産を適切に保全・確保するとともに、第三者への権利の許諾などは適正に行います。また、第三者の所有する知的財産権は十分に尊重し、侵害または不正使用は行いません。

6.4 新たな技術の適切な利活用

新たな価値の創造に向けて革新的な技術を積極的に取り入れ、安全性、公平性、透明性などを十分に確保しながら、高い倫理観をもった活用を推進します。

6.5 責任ある情報発信

ソーシャルメディアへの投稿を含むあらゆる場面において、サントリーグループに所属する個人の情報発信が会社やグループの評価に影響しうることを常に意識し責任をもって行動します。

管理・運用

＜＜適用範囲＞＞

1. サントリーグループ企業倫理綱領(以下、「本倫理綱領」といいます)は、サントリーホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に適用します。(以下、サントリーホールディングス株式会社およびそのグループ会社を総称して「サントリーグループ」といい、個別の会社を称して「グループ各社」といいます)
2. グループ各社の経営トップは、グループ各社における本倫理綱領の遵守を自らの役割と認識し、自ら模範を示すとともに社内にその徹底を図り、実効性のある社内体制を確立するものとします。グループ各社においては、本倫理綱領に基づいて、企業倫理または本倫理綱領に規定する事項に関する行動指針・マニュアル等を制定・運用できるものとし、本倫理綱領に基づく具体的な行動基準は、それらに従うものとします。なお、グループ各社の行動指針等は、本倫理綱領の内容と矛盾するものであってはなりません。

3. 本倫理綱領はサントリーグループが事業を行っている国・地域における法的義務を代替するものではなく、各国・地域における法令により厳格な定めがある場合には、当該法令が本倫理綱領に優先します。
4. サントリーグループの役員・従業員以外であっても、グループ各社を代理して業務を行う場合には、本倫理綱領に従った業務遂行を要請します。また、本倫理綱領については、グループ各社の取引先にも理解・共感いただけるよう努めます。

《改定および廃止》

本倫理綱領の改定および廃止は、グローバルリスクマネジメント委員会の審議を経てサントリーホールディングス株式会社の取締役会が決定するものとします。

《主管部署》

本倫理綱領の主管部署はサントリーホールディングス株式会社コーポレートマネジメント本部法務・コンプライアンス部（以下「法務・コンプライアンス部」といいます）とし、本倫理綱領の解釈・運用等についての疑義等がある場合の照会先となります。また法務・コンプライアンス部は、本倫理綱領の遵守に関しグループ各社への支援を行います。

《通報・違反時の措置》

サントリーグループの役員・従業員一人ひとりが、本倫理綱領を理解し、遵守することを求められます。本倫理綱領に反する、または反するおそれのある行為が行われていることを知った役員・従業員は、上司、グループ各社のコンプライアンス主管部署、グループ各社が設置する通報窓口、またはサントリーグループ コンプライアンス・ホットラインに報告や相談をすることが求められます。この場合、報告・相談者のプライバシーは最大限保護されなければならない、また、報告・相談したことを理由とするいかなる報復措置も許容されません。本倫理綱領に抵触する行為を行った場合は、その内容に応じて、適用されるグループ各社の社内規則、法令等に基づき、解雇を含む処分の対象となる場合があります。

サントリーグループ企業倫理綱領

➤ 日本語 

➤ スペイン語 

➤ オランダ語 

➤ ブラジルポルトガル語 

➤ 韓国語 

➤ マレー語 

➤ 英語 

➤ ポルトガル語 

➤ ドイツ語 

➤ 簡体中文 

➤ タイ語 

➤ インドネシア語 

➤ フランス語 

➤ ポーランド語 

➤ ラテンアメリカスペイン語 

➤ 繁体中文 

➤ ベトナム語 

リスクマネジメント

サントリーグループでは、事業を継続して社会に貢献していくために、グループ全体のリスクを把握・分析し、課題解決に向けた取り組みを行っています。

推進体制

サントリーグループでは、海外グループ会社を含めたグループ全体のリスクマネジメント推進体制を強化するため、サントリーホールディングス（株）のリスクマネジメント管掌役員を委員長、社長並びに各機能および主要な事業会社の役員をメンバーとする「グローバルリスクマネジメント委員会（GRMC）」を設置し、各事業会社にもリスクマネジメント委員会やリスクマネジメントチームを設置しています。

GRMCは各事業会社の委員会やチームとの連携により、自社グループのリスクの把握や対策実行、クライシスマネジメント体制の整備などの活動を行っています。また、その内容を取締役に定期的に報告しています。取締役会はこれらの活動とその有効性についてモニタリングを行い、お客様をはじめとしたステークホルダーの皆さまに対する責任を果たすことを目指しています。

リスクマネジメントのさらなる徹底のために、定期的にサントリーグループのリスクおよび対策について社内監査を実施しています。

🔍 詳細は「コーポレート・ガバナンス」をご覧ください

ERM（Enterprise Risk Management）

経済のグローバル化や情報化、企業の社会的責任に対する意識の高まりなどにより、企業を取り巻くリスクはますます多様化・複雑化しています。サントリーグループでは、GRMCのもと、毎年グループ全社を対象に、通常の事業リスクに加え、気候変動対策などの環境課題や人権などの社会課題など、サントリーグループにおけるリスクの抽出・評価を行っています。抽出されたリスクに対し、「リスクエクスポージャー（発生可能性×影響度）」および「対策レベル（対策の準備の度合い）」の二軸で評価し、グループ全体で重要なリスクを特定しています。特定された重要なリスクについては、GRMCが責任者を選定のうえ、対応策の策定および実施・モニタリングを行っています。

取り組み

クライシスへの対応基盤を整備

企業が直面するリスクは、ますます複雑化・多様化・巨大化し、リスクマネジメントの強化は避けて通れない経営課題です。とりわけ、影響が広範囲に及ぶ危機に対しては、あらかじめ被害を想定した事業継続計画（BCP）の策定が不可欠です。サントリーグループでは、国内海外グループ会社向けにクライシス初動対応マニュアルを整備し、重大な危機が発生した際には、迅速な情報伝達と意思決定を行い、適切に対処することで、その影響および被害を極小化し、グループの社会的信頼を保持することを目指しています。

事業継続計画（BCP）の策定と実施

近年、自然災害（大規模地震、台風や集中豪雨による洪水・土砂災害、雪害、火山噴火など）や、サイバー攻撃、各種感染症といった、経済・社会活動の継続を脅かすリスクが多発しています。サントリーグループでは、こうしたリスク発生時にも事業をできる限り中断せず、お客様に高品質な商品・サービスを安定的に供給するために事業継続計画（BCP）を策定し、供給責任を果たすための対策を実施しています。また、サントリーグループ内の工

場における生産活動だけでなく、原材料調達や物流、営業活動での事業継続計画を策定するとともに、有事の際の本部機能、インフラの分散など有事対応体制の強化を継続的に図っています。

大規模自然災害対策

災害時の対応体制

大規模災害時には、サントリーホールディングス（株）、サントリービバレッジ＆フード（株）各総務部門を中心とする「災害対策本部」を設置し、傘下に各部門別の「対策チーム」を配置し、迅速に初動対応を行います。災害対策本部では従業員や家族の安否確認や被害情報の収集・整理をはじめ、各部の対応方針に沿って実施する「事業所機能復旧」「情報システム復旧」「救援物資等手配」を統括し、「生産機能復旧」「得意先・地域社会支援」といった取り組みも進めていきます。また、これらの体制や手順をイントラネットに掲載し、従業員がいつでも確認できるようにしています。定期的な対応マニュアルの見直しや通信手段、災害備蓄品の増強、グループ会社を含めた災害発生時の体制強化を図っています。また「災害対策本部」においてもリモートワークの有効活用を行い、有事の際の迅速かつ的確な初動対応を実施しています。

安否確認システムの構築と訓練の実施

日本国内で大規模地震などの自然災害が発生した際に、サントリーグループ従業員の安否確認を迅速に行う仕組みとして、各自が所有する携帯電話・パソコンなどの連絡手段を使った安否確認システムを運用しています。

このシステムのスムーズな運用に向けて、安否確認訓練を年2回実施しています。

また、大規模地震を想定した防災訓練や徒歩による帰宅訓練などの定期開催に加えて、啓発活動として防災・減災に関する情報の定期発信や勉強会も実施しています。加えて、海外駐在員・帯同家族向けに安否確認システムを導入し、海外での有事発生時に速やかな安否確認が図れるようにしています。



「災害対策本部」立ち上げ訓練の様子

感染症対策

2009年の新型インフルエンザ（パンデミック）以降、「インフルエンザ予防マニュアル」に基づく日常での予防対策、発生時の対応プロセスを示したマニュアルを策定し、全従業員への周知を図るとともに、発生時の報告体制を明確化し、感染症の拡大防止策を強化することで業務執行に影響が生じないように対策を講じています。加えて、強毒性感染症に関する行動指針を作成し、あらゆる感染症に対処しています。

情報セキュリティの強化

業務遂行上の最重要リスクである「情報セキュリティリスク」に対応するために、グループ全体の情報セキュリティ体制強化を行っています。グローバルセキュリティポリシーを制定し、グローバルレベルでの情報セキュリティ強化に努めています。

情報セキュリティ体制強化

企業の情報セキュリティに対して、より適切な管理を求める社会的要請が高まっていることから、「サントリーグループ情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産の保全と仕組みによるガバナンスを図っています。

また、ソーシャルメディア（Instagram・Facebook・X・LINEといったソーシャルネットワークサービス（SNS）など）での情報漏洩リスクに備え、ソーシャルメディアの利用ルールを定めた「サントリーグループ ソーシャルメディアポリシー」を制定しています。これらに基づきグループ全体の情報管理を進めるとともに、情報の取り扱いに対する従業員一人ひとりの意識強化を図っています。

サントリーグループ情報セキュリティ基本方針

情報資産はグループ競争力の源泉です。私達はその戦略的な利活用において、お客様の信頼を得、社会的責任を果たします。そのために、情報資産を適切に保全することを重要な経営課題の一つとして捉え、情報セキュリティガバナンスを推進する上での基本方針を以下のとおり定めます。

- ・情報セキュリティの責任体制を整備し、情報の取扱いに関するルールの策定と実施により、組織として適切な管理に取り組みます。
- ・保有する情報資産について、その重要性和リスクに応じた取扱いを明確にし、安全かつ適正な利用及び適切な保全に努めます。
- ・役員及び全従業員等を対象とした啓発と教育を継続的に実施し、その意識向上と情報セキュリティに関するルールの徹底を図ります。
- ・情報セキュリティ事故の予防に努め、万が一問題が発生した場合には、速やかな復旧と是正措置を講じます。
- ・情報資産に関する各国の関連法規等を遵守するとともに、情報セキュリティに関する上記の取り組みの継続的な改善、向上に努めます。

🔍 サントリーグループ ソーシャルメディアポリシー

人的・法的管理の強化

情報システムの正しい利用や機密情報の管理に関する規程・基準を構築し、その情報をイントラネットで社内に周知しています。また国内各グループ会社では、次のような取り組みを通じてグループを挙げた周知徹底を図っています。

- ・脆弱性分析をもとにした情報管理体制の改善
- ・情報セキュリティの重要性和情報の取扱いに関する認識を高めるためのe-ラーニングや説明会の実施
- ・ソーシャルメディア利用に関する規定類の整備と啓発の実施
- ・近年増加している「標的型メール攻撃」に対する訓練の実施
- ・各社リスクマネジメント推進責任者・リーダーによる職場でのITリテラシー向上に向けた取り組み

さらに、2016年よりコンピューターセキュリティにかかるインシデント対応専門組織としてCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置し、グループとしての情報セキュリティ事故予防、事故発生時の対応力強化に取り組んでいます。

物理的・技術的管理の強化

情報漏洩や不正アクセス、不正侵入のリスクに備え、オフィスおよび情報システムへの技術対策、脅威の監視、また従業員の教育・訓練などを通じて、発生防止と発生時の影響の極小化に取り組んでおります。

SNSリスクへの取り組み

SNSの普及により、個人が簡単に情報発信できるようになりましたが、他方、ネガティブ情報がSNSを通じて広く拡散され、企業価値の失墜を招くケースも見られます。サントリーグループでは、SNSリスクの低減を図るために、活用に関する各種基準・ガイドラインの制定、リスクの早期発見、対応体制の確立はもとより、従業員の感度醸成活動（各種啓発ツールの活用推進）にも取り組んでいます。



SNSリスクセミナーの様相

マイナンバー制度への対応

2016年に導入された特定個人情報（マイナンバー）の制度に対応すべく、サントリーグループ各社において適切な安全管理措置を行っています。業務委託先においてもその対応が図られていることを確認しています。

個人情報保護の取り組み強化

サントリーグループ各社は、商品の販売促進キャンペーンへご応募いただいたお客様や、健康食品などの通信販売をご利用のお客様をはじめとする多くの方の個人情報をお預かりしています。サントリーグループでは、これらの大切なお客様の情報を守るため個人情報保護法・ガイドラインなどに基づき、グループ全体で個人情報保護に取り組んでいます。

個人情報保護に関する従業員教育

個人情報保護の重要性を浸透させるために、グループ全従業員に対してe-ラーニングを実施しています。特に個人情報を直接取り扱う部署では、より重点的に情報セキュリティ教育を行っています。

通信販売顧客の情報管理

サントリーウエルネス（株）における通信販売顧客の情報は、通信管理センター内に整備した専用のクローズドシステムで一元管理し、センターへの入退出者については静脈認証により厳重に管理しています。



静脈認証システム

知的財産権への取り組み

社会における知的財産権への意識の高まりや国による数々の施策により、知的財産の重要性は年々増してきています。サントリーグループでは、知的財産権を統括する部署として特許を中心とした知的財産部、商標・コーポレートブランドを中心としたブランド知財マネジメント部を設置しています。

自らの知的財産の活用

サントリーグループでは、商品・サービス・技術に関して研究・開発・デザインを通じて獲得した成果を知的財産として権利化活用し、「やってみなはれ」に象徴されるサントリーグループならではの高付加価値商品を継続して供給するための活動を進めています。また、創業時の精神「利益三分主義」のもと社会と共生し社会課題を解決するサステナビリティ活動における取り組みや、さまざまなステークホルダーとの共創活動においても知的財産を積極的に活用し、サントリーおよびサントリーの各商品・サービスのブランドの価値を最大限に発揮できるよう努めております。社内においては「発明・考案規程」により報償制度を設け、従業員の職務発明（創作）の奨励を図っています。

他者の知的財産権の尊重

知的財産を活用する一方で、他者が保有する知的財産権を侵害しないよう、研究・開発・デザイン・マーケティング活動の現場に密着して情報収集に努めています。例えば、新しい技術の採用にあたっては、すでに他者の特許が存在しないかを調査します。また、商品名の採用に関しては、他者の先行商標が登録されていないかなどを調査します。他者の権利の評価には専門家の意見も参考にして判断しています。

税務方針

サントリーグループ・グローバル税務方針

サントリーグループは、法令を遵守し公正、誠実な事業活動を行い、人々や社会と深い信頼で結ばれた価値ある企業グループであるための基盤として、「サントリーグループ企業倫理綱領」を制定しています。「サントリーグループ企業倫理綱領」では、「誠実・公正な活動」として、法令および高い倫理観に則り公正で透明な活動を展開することを宣言しており、その一項目として内部統制の仕組みに基づく財務情報の正確な記録とそれに基づく適正な納税を定めています。この「サントリーグループ企業倫理綱領」の考え方にに基づき、実務上の指針として、サントリーグループ・グローバル税務方針を制定します。

税務コンプライアンス

私たちは、事業活動を行う各国・地域の税務関連法令、またOECDをはじめとする各国国際機関などが公表するガイドラインについて、それらの趣旨や背景を理解のうえ遵守・準拠し、強い倫理観をもってすべての事業活動に取り組みます。

税務ガバナンス

私たちは、グローバルレベルでの明確なレポートラインを設定し、税務情報の正確かつ適時の報告を行います。本税務方針の遵守状況は財経担当役員が定期的に確認し、重要な問題が発生した場合には、グローバルリスクマネジメント委員会へ共有します。

私たちの税務担当組織は、各事業部門と密なコミュニケーションを行い、各種税務アドバイス・コンサルティングを行うことで、本税務方針が実際の事業活動に反映されるように努めます。

私たちは、事業を展開している国・地域での適正な納税を含む税務上の義務を果たし、最善の処理を実行するにあたって、必要に応じて外部専門家から助言を受けます。

私たちは、税務に関する研修などを含む社内啓発活動を実施し、各国・地域における税務関連知識の共有、税務関連諸問題に対応するスキルの開発・向上に取り組みます。

税務プランニング

私たちは、取引における税効率の最適化を目指しますが、取引には事業上の活動、目的、実体があることを常に前提とし、租税回避のみを目的とした過度な税務プランニングは行いません。

サントリーグループには所謂タックスヘイブンとされる国・地域に所在する子会社・関連会社が存在しますが、これらは買収に伴い取得されたか、事業活動および実態を伴ったものであり、租税回避を目的としたものではありません。

税制優遇の活用

私たちは、各国・地域の法令などを遵守したうえ、事業の継続的な発展を目的として適用可能な税制優遇を活用します。

税務リスク

私たちの事業活動においては、不確実性を伴う税務リスクが発生する可能性があります。

私たちは、各事業部門と税務担当組織の連携のもと、事業活動における潜在的な税務リスクについて適切に評価・管理を行い、低減に努めます。また不確実性の減少のため、必要に応じ税務関連法令の解釈などについて、各国税務当局と議論を行います。

移転価格

私たちは、サントリーグループ内のすべてのクロスボーダー取引について、当社の移転価格方針に基づき、独立企業間原則に従い価格設定します。また必要に応じ、潜在的な税務リスクを低減するために、可能な範囲で税務当局から事前の合意を得ます。

税務当局との関係

私たちは、各国税務当局とオープンで透明性のある良好な関係を構築・維持します。

私たちは、各国法令に基づき要求される情報を適時かつ適切に開示し、各国税務当局から照会があった場合には、必要な情報提供を行います。また、私たちの税務判断に関し、何らかの係争が生じた場合には、各国税務当局とオープンで建設的な対話を行い、早期の合意・解決に努めます。

制定：2017年1月

改定：2026年1月

法人税支払額

(単位：億円)

	日本	海外	計
2023年	347	394	741
2024年	345	475	820

※ 上記金額については、税務当局へ提出した「国別報告事項」に基づくものであり、連結財務諸表との直接的な関連はありません。